

別表 過去の復興大臣等の言動で問題だと報じられた事例

人物	言動	対応
松本龍復興担当大臣	被災地を訪れ、達増岩手県知事に対し「知恵を出したところは助け、出さないやつは助けない」などと発言	在任9日で辞任
水野靖久復興庁参事官	職務上関わった国会議員や市民団体を中傷するコメントをTwitter上に繰り返し書き込み	30日間の停職とする懲戒処分を受ける
竹下亘復興大臣	<ul style="list-style-type: none"> 一部の復興事業について、地元負担を求めることに関し「さらに必死のギアをもう一段上げていただきたい」「まだまだ必死になれる」などと発言 民主党（当時）議員との会談に際して「(全額国費負担を続ければ被災地以外の自治体から)ひがみが出ないか心配した」と発言 	<p>各発言の意図について、以下のとおり釈明</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災地の必死さが足りる足りないの認識を話しているわけではない 他地域との公平性をにらみながら判断しなければならぬ時期に来たことを指摘する趣旨だった
高木毅復興大臣	<ul style="list-style-type: none"> 女性の下着を盗んだ過去があると週刊誌で報じられる 自身が代表を務める選挙区支部などが葬儀に香典を出していたとして、公職選挙法違反の疑いを指摘される 	疑惑を国会で否定（辞任せず）
岡本全勝復興庁事務次官	岩手県などが誘致を目指している「国際リニアコライダー（ILC）」について、「大変な金食い虫で、文部科学省も難儀している」と発言	高木復興大臣が同発言を不適切だったと陳謝
務台俊介復興大臣政務官	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年台風10号に伴う水害の視察で、長靴を履かずに同行者に背負われて移動する姿が批判される のちに「長靴業界はだいぶもうかった」などと発言 	行動について謝罪したが、のちの発言により再び批判を受けて辞任
今村雅弘復興大臣	<ul style="list-style-type: none"> 福島復興再生協議会において、「福島の復興はマラソンにたとえると30キロ地点」などと発言したが、内堀福島県知事は「まだスタートラインに立っていない地域もある」と指摘 福島第1原発事故に伴う自主避難者の帰還について、記者に国の責任を繰り返し問われて激昂し、「本人の責任」などと発言 所属する派閥のパーティーで、東日本大震災の被害に関して、「これがまだ東北で、あっちの方だったからよかった」と発言 	<ul style="list-style-type: none"> 記者会見における自身の対応について謝罪し、「本人の責任」との発言を撤回 その後の記者団の取材に対して発言を撤回・謝罪し、翌日に辞任（議員辞職は否定）

(注) 各人物の肩書等は当該言動を行った当時のもの。

出典：階猛事務所作成資料

平成29年4月28日（金） 衆議院 東日本大震災復興特別委員会 衆議院議員 階 猛（民進党）

復興談合疑惑 公取委立ち入り

31社の半数に農水OB

国発注の農地の震災関連事業をめぐる談合疑惑事件で、公正取引委員会が5日までに独占禁止法違反（不当な取引制限）容疑で立ち入り検査をしたゼネコンなど31社の約半数に、農林水産省から天下りしたOBが在籍していることがわかった。公取委は同日、農水省東北農政局（仙台市）にも立ち入り検査を実施。業者間の受注調整疑惑の実態解明を進める。

▼オピニオン面Ⅱ社説

関係者によると、各社は東日本大震災後の農地の復興・復興事業などで、事前に落札者を決めるなどの受注調整をしていた疑いがある模様だ。

調整には農水省や東北農政局出身で業者側に再就職したOBらが関わっていた疑いがあるという。公取委は4日、東北農政局発注の農業土木事業を受注したゼネコンなど18社の本社や東北支社などの立ち入り検査に着手。5日にも建設会社13社に立ち入った。

関係者によると、この計31社の約半数にあたる十数社に農水省OBが在籍しているという。

公取委は31社とは別に、関係先として同農政局にも立ち入り検査を実施した。発注元への検査結果も踏まえ、こうした調整行為がどのように行われたかを調べるといわれる。

公取委が立ち入り検査をした31社は、東北農政局による工事実績などの評価で最上位の「A」に格付けされる会社で、発注額が2億円以上の入札に参加できる。総額500億円の震災関連事業に関わっているという。

2011年3月に発生した東日本大震災による農地の被害額は約9千億円。東北農政局はこれまで、12カ所の農地や農業用施設で総額1千億円以上の災害復旧事業を実施している。

東北農政局は取材に、「検査に対しては真摯にかつ積極的に協力していく所存です」としている。

（矢島大輔）

「経営者保証に関するガイドライン」の概要

I. 保証契約時等の対応

- 保証を提供せずに資金調達を希望する場合は以下の経営状況が必要。
 - ①法人と経営者の関係の明確な区分・分離、②財務基盤の強化、③適時適切な情報開示等
- ⇒ 債権者は、保証を求めない可能性や代替的な融資手法(注1)を活用する可能性を検討。
やむを得ず保証契約を締結する場合、保証契約の必要性等を丁寧かつ具体的に説明するとともに、適切な保証金額の設定に努める。
- 既存の保証契約の見直しの申入れ時にも、上記に即して適切に対応。

⇒ 特に事業承継時には、債権者は、後継者に当然に保証債務を引き継がせず、保証契約の必要性等を改めて検討するとともに、前経営者の保証契約の解除についても適切に判断。

II. 保証債務の整理手続

- 一律かつ形式的に経営者の交代は求めず、経営者の帰責性や経営資質等を総合的に勘案し、経営者が引き続き経営に携わることにより経済合理性が認められる場合には、これを許容。
- 残存資産の範囲の決定に際しては、破産手続における自由財産に加え、回収見込額の増加額(注2)を上限として、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を残存資産に含めることを検討。
- ⇒ ガイドラインに基づき債務整理を行った保証人の情報は、信用情報登録機関に報告・登録しない。

(注1) 停止条件又は解除条件付保証契約、A・B・L等

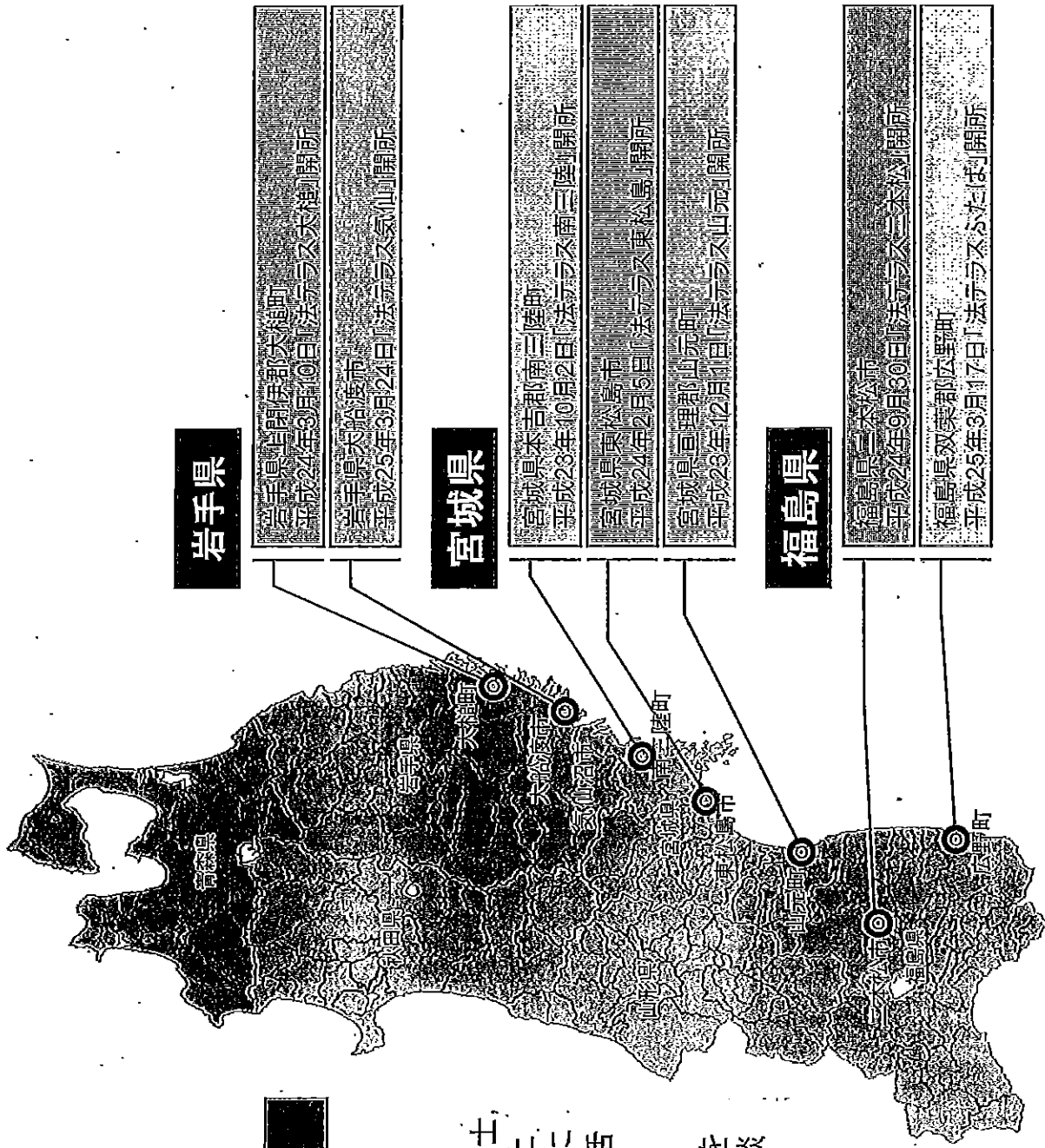
(注2) 破産手続に至らなかつたことや、早期の清算手続の着手により保有資産の劣化防止が図られたことに伴う回収見込額の増加額

法テラス被災地出張所



《被災地出張所の業務内容》

- 弁護士による無料法律相談
- 各種専門家(司法書士, 行政書士, 社会保険 労務士, 社会福祉士, 土地家屋調査士, 建築士, 税理士)による無料相談(消費者庁・国民生活センターと連携)
- 車内で相談対応可能な自動車を利用した仮設住宅等での巡回相談



出典：法務省作成資料

平成29年4月28日(金)

衆議院 東日本大震災復興特別委員会

衆議院議員

階 猛 (民進党)